

救援・復興県民会議だより

〈発行〉 東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議

No.13

〒020-0015

盛岡市本町通2-1-36

浅沼ビル6F

電話・FAX(兼)

019-601-5133

メールアドレス

fukkou_ikg@hyper.ocn.ne.jp



復興予算の流用中止、被災地へ回せ —岩手復興局井上局長宛申し入れ書提出—

11月16日、救援・復興岩手県民会議は東代表世話人、前川代表世話人をはじめ加入団体から12人が参加して、岩手復興局（井上明局長）に復興予算の「流用」中止などを求めた14項目にわたる申し入れ書（別項参照）を提出し要請をしました。



県民会議を代表して東代表世話人が岩手復興局の安田泰二次長に手渡し、

鈴木事務局長が申し入れ書の趣旨を行った後、同席した参加者から被災者の要望を訴えました。前川代表世話人は被災し釜石市内の応急仮設住宅で暮らしていると紹介をした上で、住宅を自力再建できるよう国の支援策をもっと拡充してほしいと要望しました。県生連の川口さんは、山田町で被災者支援を行いながら被災者の声を聞き取りをしている活動を紹介し、コミュニティづくりが求められていると話しました。自治労連県本部の渡辺さんからは多数の職員が犠牲となった、職員

不足が報道されている、長期的な視野からの財政支援が必要だと強調。いわて労連金野議長から雇用問題、県保険医協会畠山事務局長から来年4月からの医療費の窓口一部負担減免の継続、県生協連吉田専務理事からは復興予算の「流用」は許されないと組合員の声を紹介をしました。

これに対し、応対をした安田次長は「被災地の生の声を聞くことは有意義。みなさんの要請は復興庁に伝えます」と答えました。今回、県民会議として初めて岩手復興局への要請となり、また時間が30分ということではありましたが、今後も要請行動を継続していくことを確認して終わりました。

なお、今回の岩手復興局への申し入れは、10月に宮城・蔵王町で開催した「全国交流集会2012 in みやぎ」で全国災対連住江代表世話人が挨拶で提起した復興予算の「流用問題」中止等を求める被災地の取り組みの一環として行いました。

岩手・宮城・福島被災三県団体が各省庁・復興庁への要請行動を行う

11月21日、午前11時から午後3時過ぎにかけ、衆院議員会館内において救援・復興岩手県民会議をはじめ、宮城県のみやぎ県民センター、福島県のふくしま復興支援センターの各代表と全国災対連加盟全国団体代表が参加をして12省庁への要請を行いました。

救援・復興岩手県民会議からは前川代表世話人、鈴木事務局長、松田事務局員、岩手自治労連管川さん4名が参加をしました。前川さんは「多くの方が住宅再建の見通しを持たずにいる。収入が減った人は生活再建支援金のうち、すでに配られた基礎支援金100万円を使い果たしている」と支援金の拡充を訴えました。JR大船渡線・山田線の鉄道復旧でJR東日本への働きかけや被災地自治体の正規職増などを訴えました。

【11月16日 岩手復興局長宛の申し入れ書】

「復興予算の『流用』を中止し、被災地・被災者支援を抜本的に強化すること」の申し入れ

東日本大震災津波から1年8ヵ月が経過をしました。被災地では大災害から2度目の厳冬期を迎えようとしています。被災者の医療・介護の保険料、医療費、利用料の免除措置を国が打ち切るもとの、県と市町村による独自の支援策で来年3月末までの一部負担金が免除されました。しかし、それ以後はどうなるのか、いのちや健康が脅かされています。被災地における事業再開が進んだとはいえ、県商工会議所・県商工会の9月調査では震災前の規模に復旧した事業所は3割程度となっています。

第179回国会で成立した「復興財源法」では、復興財源の多くは国民の所得税や個人住民税の臨時増税で賄うというものであり、生活再建と生業再生をめざす被災地・被災者に更なる負担を押しつけるものです。

こうした中、国の復興予算の「流用問題」がマスコミ報道等で明らかにされました。岩手県議会は、9月議会において「復興予算の適正な執行を求める意見書」を採択し野田首相、平野復興大臣宛に提出されています。被災地の復興に冷や水をかけるようなやり方は容認するわけにはいきません。復興予算の流用は直ちに中止し、被災地・被災者の切実な要望となっている別記の項目について実現することを申し入れます。

記

1. 復興予算の「流用問題」について

- (1) 復興予算の「流用」の実態を明らかにし、流用は直ちに中止すること。
- (2) 流用金を返却させること。
- (3) 復興予算は、被災者の生活と生業の再建、被災地の震災復興以外に使用し

ないこと。

(4) 「復興基本法」と復興基本計画を速やかに見直し、復興予算の流用ができない枠組みに改めること。

2. 住宅再建のために、生活再建支援法の現行300万円を500万円に引き上げること。

3. 二重ローン問題について

(1) 住宅ローンなど債務を減免する制度「個人版私的整理ガイドライン」の周知を徹底すること。

(2) 金融庁は金融機関に対し、「個人版私的整理ガイドライン」の利用を積極的に勧めるようにすること。

4. グループ補助金は希望するすべての事業者を対象に抜本的に拡充すること。地元のみちづくりにおける要望が満たされるまで継続すること。

5. JR線の復旧について

(1) JR大船渡線・山田線は鉄道による早期復旧を実現すること。

(2) JR大船渡線は、当面、陸前矢作駅の仮駅舎をつくり速やかに復旧をするようJR東日本に働きかけること。

(3) 鉄道復旧のためにかさ上げやルート変更に伴う新たな負担については地元負担とならない支援策を早期に講ずること。

(4) JR岩泉線の復旧をJR東日本に働きかけること。

6. 医療・介護の保険料、医療費、利用料の財政支援を復活すること。

7. 被災自治体において通常の行政機能が回復できるように、職員採用について長期的な財政支援を行うこと。

以上